



資料編

五泉市環境基本条例

平成18年6月26日条例第207号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴つて生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に対する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 自然と調和した潤いと安らぎのある景観を形成するとともに、文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ五泉市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境審議会

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、五泉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。
 - (3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項に関すること。
- 3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五泉市環境基本計画の策定経過

実施年月日		実施内容
平成18年	4月21日	政策会議（策定方針を決定）
	5月15日	庁内策定委員・庁内策定調整委員を委嘱
	6月～10月	基礎調査（文献その他）
	6月1日	まちづくり環境会議委員を委嘱
	6月26日	五泉市環境基本条例を制定
	6月29日	第1回庁内策定委員会・庁内策定調整委員会合同会議（策定趣旨及びスケジュールを確認）
	7月3日	第1回まちづくり環境会議（策定趣旨及びスケジュールを確認）
	7月25日～8月25日	市民・事業者アンケート調査
	7月26日	環境審議会委員を委嘱
	7月27日	第1回環境審議会（策定趣旨及びスケジュールを確認）
	8月6日	水環境エコスクール（現地調査）
	9月6日～9月19日	中学生アンケート調査
	10月4日	第2回まちづくり環境会議（基礎調査・アンケート結果についてのワークショップ）
	10月26日	施策立案ヒアリングシート説明会
	10月28日	環境フィールドワーク（現地調査）
	12月11日～12月15日	施策立案ヒアリングシートの内容確認
	12月19日	第3回まちづくり環境会議（望ましい環境像についてのワークショップ）
12月25日	第2回庁内策定委員会・庁内策定調整委員会合同会議（基礎調査結果及びアンケート結果、望ましい環境像を確認）	
平成19年	1月23日	第3回庁内策定調整委員会（環境目標の検討）
	2月23日	第4回庁内策定調整委員会（環境目標の検討）
	3月15日	第2回環境審議会（策定経過の報告）
	5月23日	第5回庁内策定調整委員会（施策体系の検討）
	5月30日	第6回庁内策定調整委員会（施策体系及び達成指標の検討）
	6月6日	第3回庁内策定委員会（施策体系の確認）
	6月20日	第3回まちづくり環境会議（施策体系の確認）
	6月28日	第1回まちづくり環境会議委員・庁内策定調整委員合同ワークショップ（重点施策についてワークショップ）
	7月11日	第2回まちづくり環境会議委員・庁内策定調整委員合同ワークショップ（重点施策についてワークショップ）
	7月19日	第7回庁内策定調整委員会（重点施策及び計画素案の検討）

実施年月日	実施内容
8月 1日	第4回庁内策定委員会（達成指標及び推進体制、重点施策等の確認）
8月 6日	第8回庁内策定調整委員会（計画素案の検討）
8月 9日	まちづくり環境会議委員へ重点施策の報告
9月20日	第9回庁内策定調整委員会（計画素案の検討）
9月27日	第5回庁内策定委員会（計画素案の確認）
10月 2日	まちづくり環境会議委員へ計画素案の報告
10月 4日	第3回環境審議会（計画素案の報告）
10月12日～11月 1日	パブリックコメント
10月19日	第10回庁内策定調整委員会（計画書案の検討）
10月26日	第6回庁内策定委員会（計画書案の確認）
11月 8日	第3回環境審議会（計画書案の報告）
11月12日	まちづくり環境会議委員へ計画書案の報告
11月19日	環境審議会会長から市長へ提言書の提出
11月27日	市議会（全員協議会）へ計画策定を報告

五泉市環境基本計画について（提言）

平成 19 年 11 月 19 日

五泉市長 五十嵐 基 様

五泉市環境審議会
会長 周藤 賢治



五泉市環境基本計画について（提言）

五泉市環境基本条例第 22 条第 3 項の規定に基づき、五泉市環境審議会は五泉市環境基本計画（以下「本計画」という。）に関して下記のとおり提言します。

記

1. 基本的事項について

本計画は、市民策定組織「まちづくり環境会議」及び庁内策定組織「庁内策定委員会・策定調整委員会」によりまとめられた計画書であり、その内容については妥当と判断します。今後、本計画の実施にあたっては、望ましい環境像『水と緑を未来へ紡ぐ 人と地球にやさしいまち 泉都ごせん』の実現及び『環境面における安全・安心なまちづくり』の推進に向けて、行政として一丸となって取り組まれることを要望するとともに、以下、主要事項について個別に意見を付します。

2. 主要事項について

(1) パートナーシップの形成による実効性の確保

本計画推進の核となる市民・事業者・行政による良好なパートナーシップを形成するとともに、PDCA サイクルに基づく点検・評価・改善が確実に実施される体制を整備し、本計画の実効性を確保すること。

(2) 本市の環境特性を踏まえた施策の展開

本市は緑豊かな山々と清流が織りなす美しい自然を誇るとともに、潤沢な地下水が市民生活の様々な場面で活用されている実情を踏まえ、これらが安定的に保全されるよう施策の展開を図り、『泉都ごせん』の実現を目指すこと。

(3) 重点施策の早期着手

本計画の第 5 章に記載する重点施策は、本市の環境課題に的確に対応することを目的とし、市民・事業者・行政による協働の取組によって成果が得られる施策としても位置付けられる。また、同時にこれらの施策は他を牽引していく『リーディングプロジェクト』であることから、早期に着手し、本計画の速やかな初動に寄与すること。

(4) 適切な環境情報の提供

環境負荷の低減を目指すには、一人ひとりが高い意識やモラルを確立し、必要な知識や手段を有することが重要である。そのためには適切な環境情報の提供が不可欠であることから、市民及び事業者に対して積極的な情報提供に努めるとともに、本計画の進捗状況等についても適宜情報発信すること。

五泉市環境審議会委員名簿

役職	氏名	委員区分	所属	備考
会長	周藤賢治	2号委員	新潟大学理学部教授・理学部長	
副会長	吉田新平	4号委員	五泉市公衆衛生協会会長	
委員	関川和男	1号委員	市民（公募）	
委員	清水精也	1号委員	市民（公募）	
委員	鈴木 齊	3号委員	新津健康福祉環境事務所環境センター長	平成19年4月1日まで
委員	根布屋 信孝	3号委員	新潟地域振興局新津支局健康福祉環境部環境センター長	平成19年4月2日から
委員	関口 隆夫	3号委員	五泉警察署刑事生活安全課長	平成19年2月15日まで
委員	高橋 康雄	3号委員	五泉警察署刑事生活安全課長	平成19年2月16日から
委員	松尾 千佳子	4号委員	五泉東小学校教諭	
委員	馬場 美幸	4号委員	愛宕中学校教諭	平成19年4月1日まで
委員	庭田 雅範	4号委員	愛宕中学校教諭	平成19年4月2日から
委員	五十嵐 レイ子	4号委員	五泉商工会議所総務課長	
委員	田中 俊三	4号委員	村松商工会経営支援室長	平成19年4月1日まで
委員	長谷川 豊	4号委員	村松商工会経営支援室長	平成19年4月2日から
委員	花澤 誠	4号委員	花澤ニット(株)代表取締役社長	
委員	桜井 英暢	4号委員	(有)桜井メリヤス工場代表取締役社長	
委員	長谷川 耕栄	4号委員	五泉よつば農業協同組合総務部長	平成19年3月8日まで
委員	樋口 哲夫	4号委員	新潟みらい農業協同組合五泉営農センター長	平成19年3月9日から
委員	川口 幸平	4号委員	五泉清掃協会会長	
委員	久保 正道	4号委員	五泉市農業委員会農業公害対策特別委員長	平成19年1月4日まで
委員	塚野 邦彦	4号委員	五泉市農業委員会農業公害対策特別委員長	平成19年1月5日から

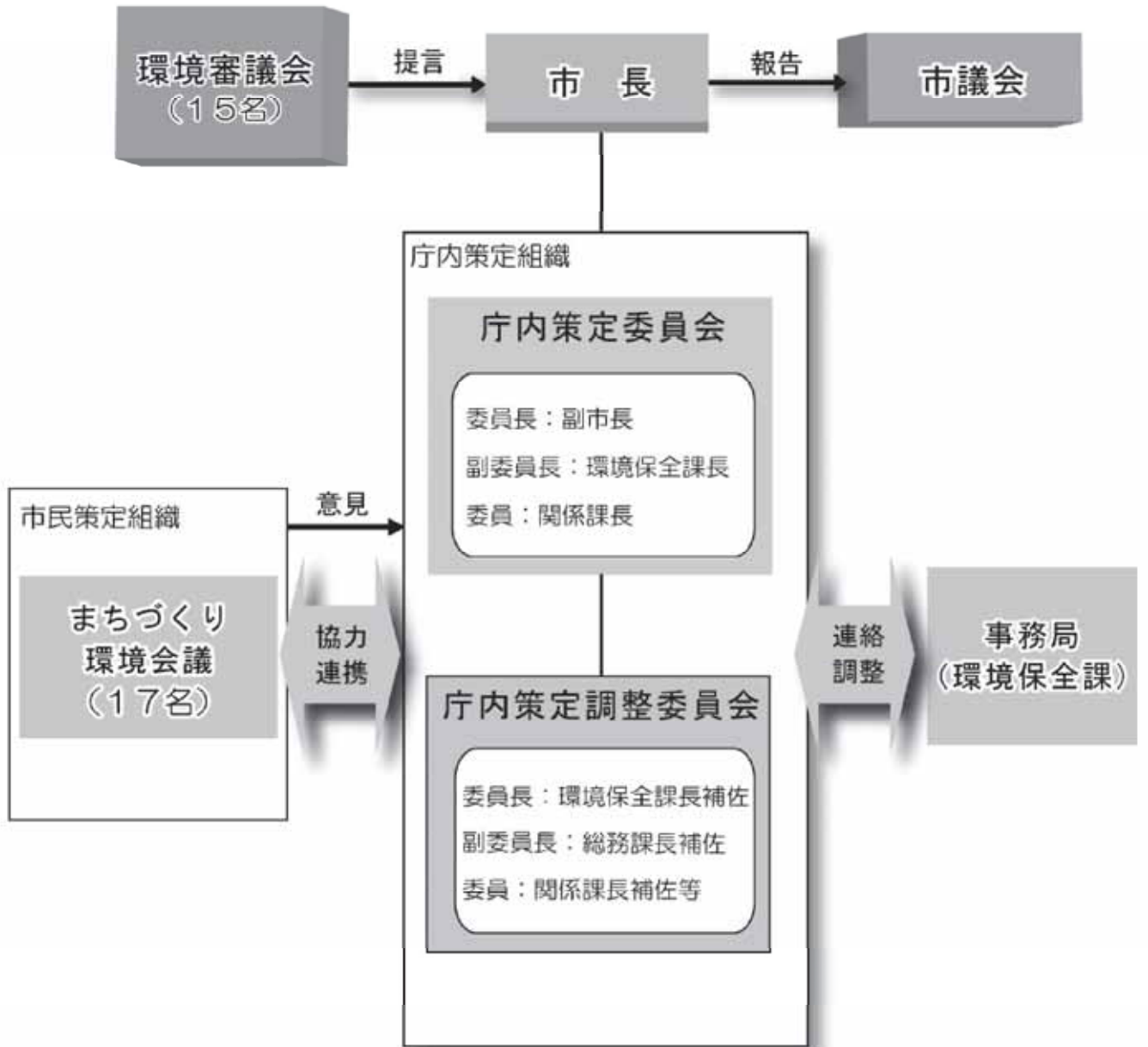
(団体名等は委嘱時点のものです。)

五泉市まちづくり環境会議委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	渡 辺 幸	村松公衆衛生協会	
副会長	宮 田 賢 次	五泉公衆衛生協会	
委 員	口 島 嘉 夫	市民（公募）	
委 員	酒 井 哲 吉	市民（公募）	
委 員	高 岡 正 博	市民（公募）	
委 員	浅 井 久美雄	五泉地域認定農業者会	
委 員	桐 生 二三夫	村松地域認定農業者会	
委 員	佐 藤 正 吉	五泉公衆衛生協会	
委 員	五十嵐 久 二	五泉公衆衛生協会	
委 員	新 保 更 平	村松公衆衛生協会	
委 員	滝 沢 佳 子	村松公衆衛生協会	平成19年 5月21日まで
委 員	梁 取 克 己	村松公衆衛生協会	平成19年 5月22日から
委 員	佐々木 克 浩	村松商工会青年部	
委 員	羽 下 弘 次	五泉商工会議所青年部会	平成19年 4月 1日まで
委 員	阿 部 周 夫	五泉商工会議所青年部会	平成19年 4月 2日から
委 員	滝 沢 清 子	五泉グリーンレディース	
委 員	柳 生 ミツエ	村松さくらドリーム	
委 員	近 藤 伸 一	菅名岳・酒米プロジェクト	
委 員	滝 沢 晋	さくらんど塾	

（団体名等は委嘱時点のものです。）

五泉市環境基本計画策定体制図



アンケート調査結果（抜すい）

（1）調査の目的

「五泉市環境基本計画」の策定に当たり、市民、事業者、中学生の環境に関する意見や要望などを把握し、計画に反映させていくことを目的として実施したものです。

（2）調査の対象と方法

○ 市民アンケート

調査対象：五泉市内に在住する20歳以上の住民1,000人

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成18年7月～8月

記入方法：各設問に関して○印の記入及び自由意見の記述

回収率：35.0%

○ 事業者アンケート

調査対象：五泉市内で事業活動を行っている事業所100団体

抽出方法：事業所・企業統計調査に基づく事業所数割合による無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成18年7月～8月

記入方法：各設問に関して○印の記入及び自由意見の記述

回収率：52.0%

○ 中学生アンケート

調査対象：五泉市内の中学校に通学する生徒536人

抽出方法：中学2年生全員

調査方法：各中学校を通じて配布・回収

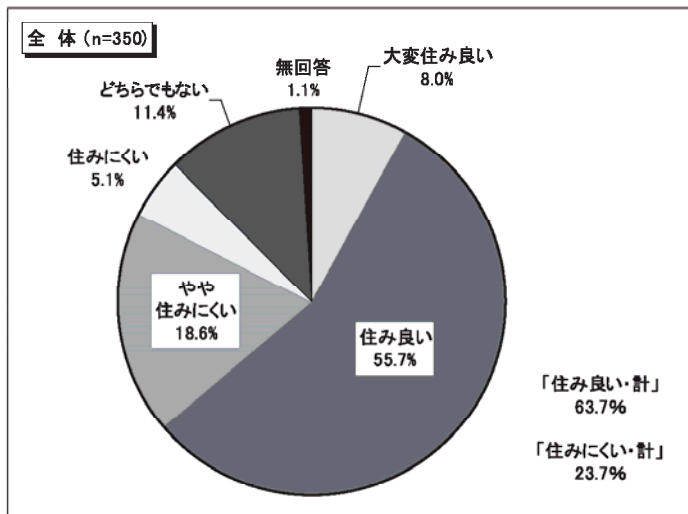
調査期間：平成18年9月

記入方法：各設問に関して○印の記入及び自由意見の記述

回収率：95%

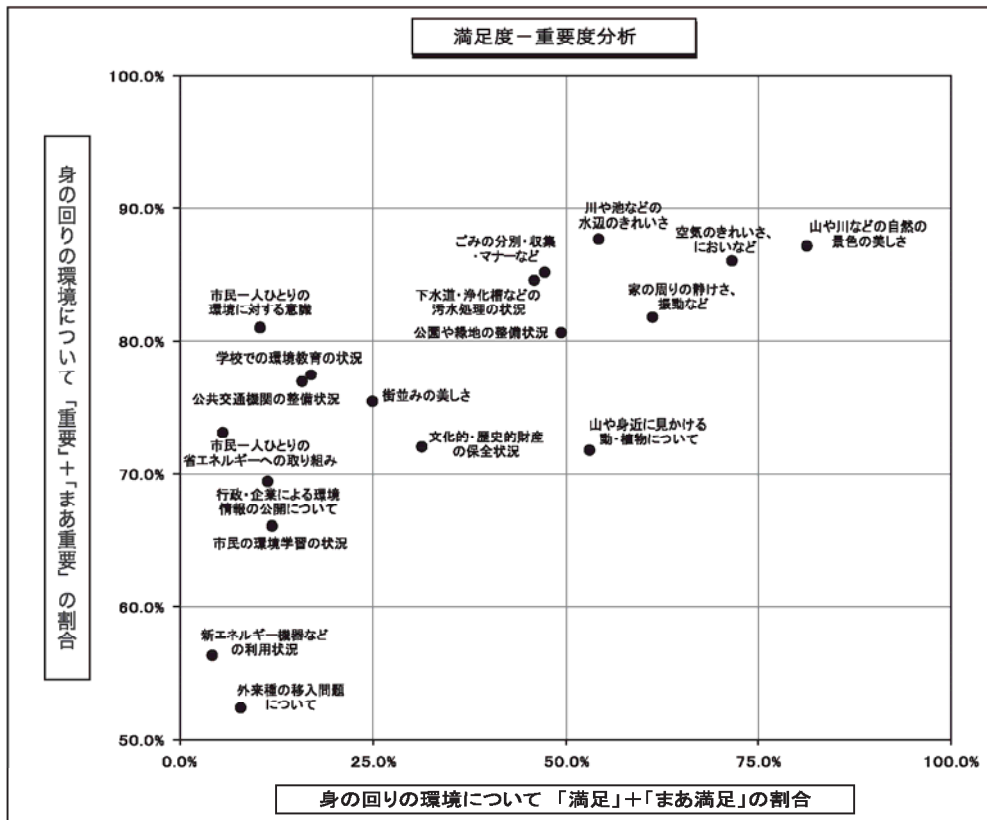
○ 市民アンケート（抜粋）

【五泉市は住み良い所か】



○ 「大変住み良い」、「住み良い」と回答する市民が60%以上となっています。

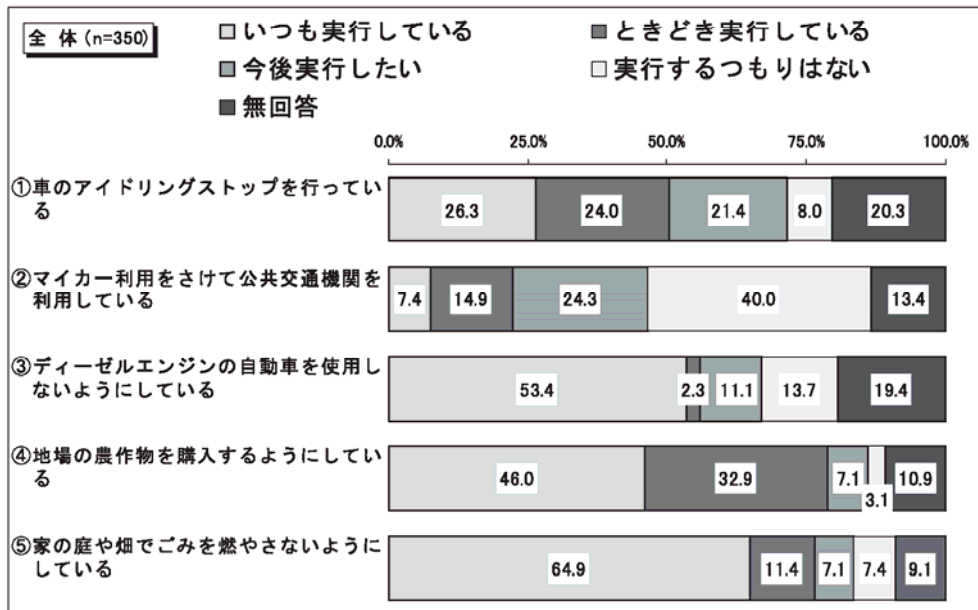
【身の回りの環境に関する満足度と重要度の相関性】



- 「山や川などの自然の景色の美しさ」、「空気のきれいさ、においなど」は、現状における満足度が高く、かつ重要であるとされていることから、今後も良好な状態を維持していく必要があるものと考えられます。
- 「市民一人ひとりの環境に対する意識」、「学校での環境教育の状況」は、現状の満足度が低い反面、重要であると認識されていることから、市民への環境に対する意識啓発や環境教育などを今後さらに推進していく必要があるものと考えられます。
- 「新エネルギー機器などの利用状況」、「外来種の移入問題」は、現状の満足度も重要性の認識も共に低くなっていますが、これは新エネルギー機器の導入自体がまだ少ないか、その効果が不明である点、外来種は直接的な影響がわかりにくい点が原因となっている結果と考えられます。

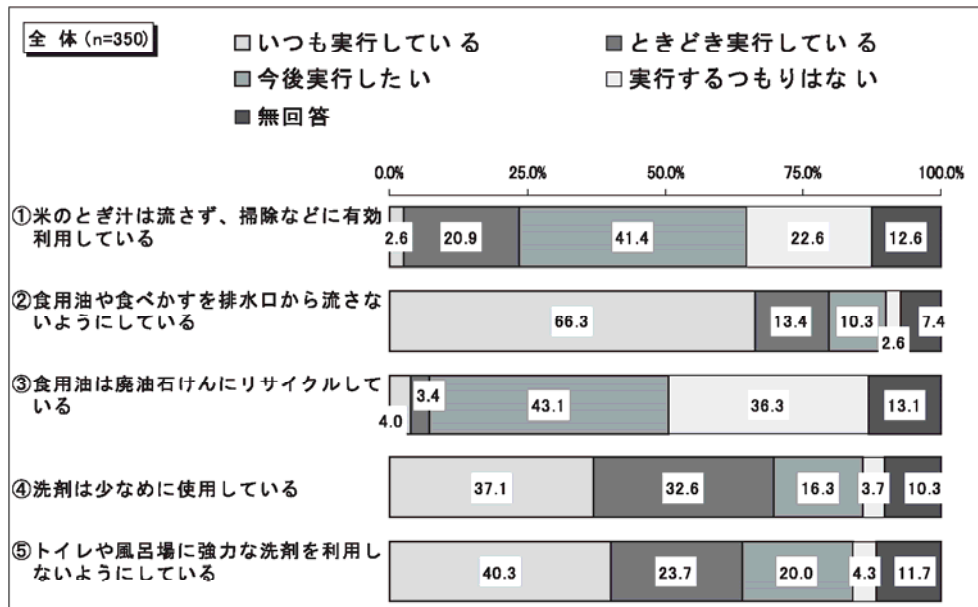
【環境保全につながる取り組み】

(1) 大気汚染の防止に対する取り組み



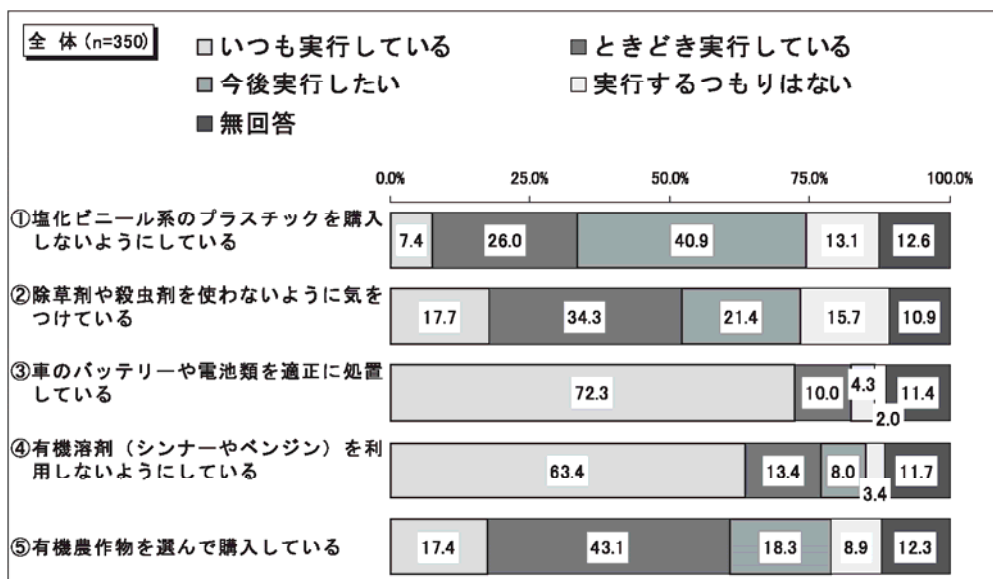
- 「家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている」、「ディーゼルエンジンの自動車を使用しないようにしている」の取り組みは、市民の50%以上がいつも実行していると回答しており、ダイオキシン類の発生や二酸化炭素の増加による環境悪化の情報が報道等により提供されることから、意識が高まっているものと考えられます。
- 「マイカー利用をさけて公共交通機関を利用している」は、市民の40%以上が実行するつもりはないと回答しており、公共交通機関の利便性の低さによる車に依存した生活が原因と考えられます。

(2) 水汚染の防止に対する取り組み



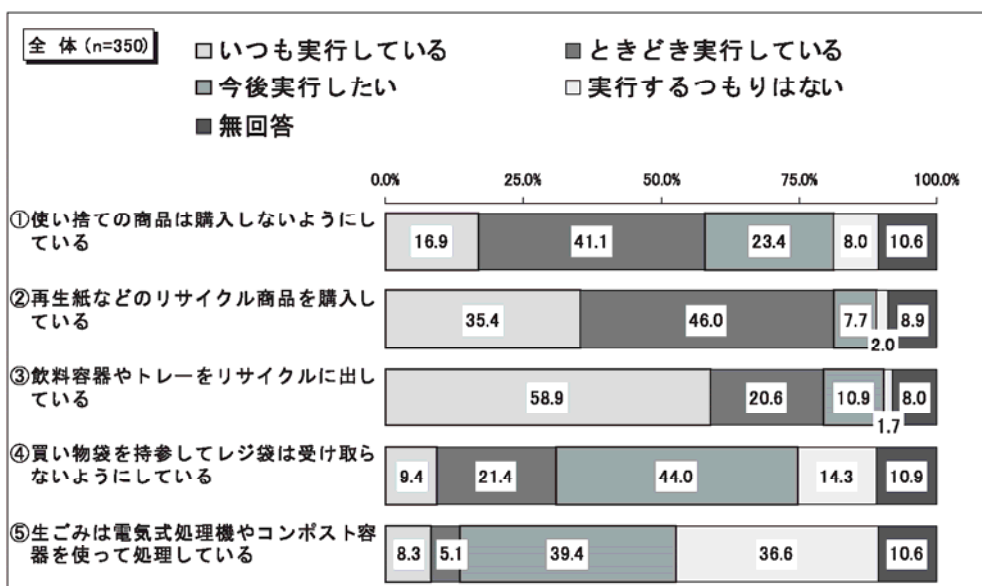
- 「食用油や食べかすを排水口から流さないようにしている」、「トイレや風呂場に強力な洗剤を利用しないようにしている」、「洗剤は少なめに使用している」の取り組みは、市民の60%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、水質汚濁に対する意識は高いと考えられます。
- 「食用油は廃油石けんにリサイクルしている」は、市民の30%以上が実行するつもりはないと回答しており、意識は高いものの実行するための費用や労力の問題、またはその方法が分からないなどの理由で実行が難しい状況にあると考えられます。

(3) 有害物質の削減に対する取り組み



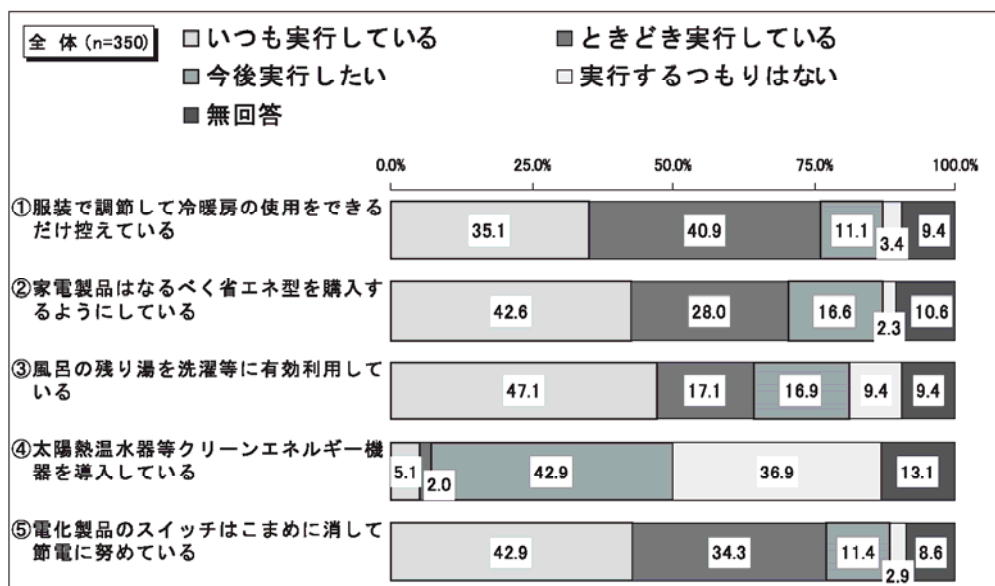
- 「車のバッテリーや電池類を適正に処理している」、「有機溶剤（シンナーやベンジン）を利用しないようにしている」の取り組みは、市民の70%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、身近にある危険性の高い有害物質に対しては、特に注意をしていると考えられます。

(4) 廃棄物の削減に対する取り組み



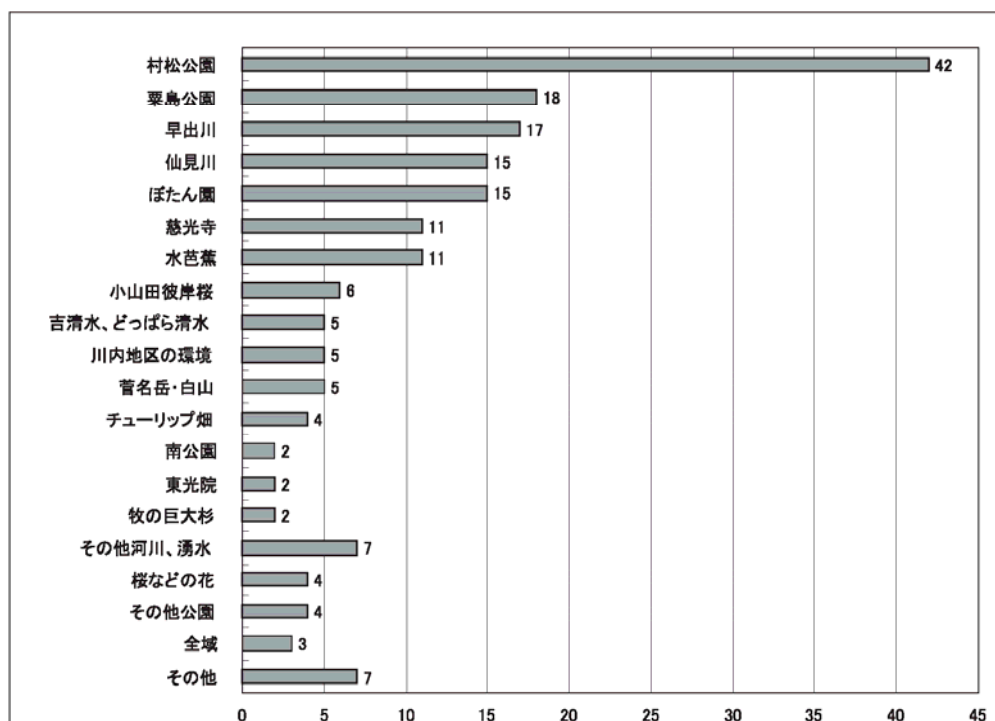
- 「飲料容器やトレーをリサイクルに出している」、「再生紙などのリサイクル商品を購入している」の取り組みは、市民の70%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、リサイクルに対する意識は高いと考えられます。
- 「生ごみは電気式処理機やコンポスト容器を使って処理している」は、市民の30%以上が実行するつもりはないと回答しており、労力や費用の問題が原因と考えられます。

(5) 地球温暖化の防止・省エネに対する取り組み



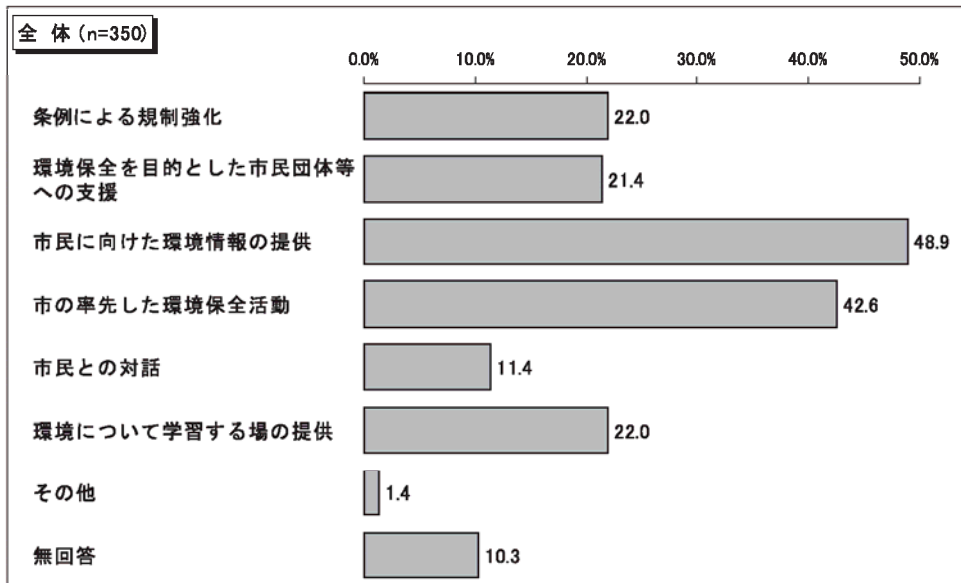
- 「服装で調節して冷暖房の使用をできるだけ控えている」、「家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている」、「風呂の残り湯を洗濯等に有効利用している」、「電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている」の取り組みは、市民の60%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、地球温暖化の防止や省エネの意識は高いと考えられます。
- 「太陽熱温水器等クリーンエネルギー機器を導入している」は、市民の30%以上が実行するつもりはないと回答しており、現在の技術でも不便や不自由を感じていないことや、費用対効果が明確に認識されていないこと等が原因と考えられます。

【五泉市全域の良い環境、後世に残したい環境】



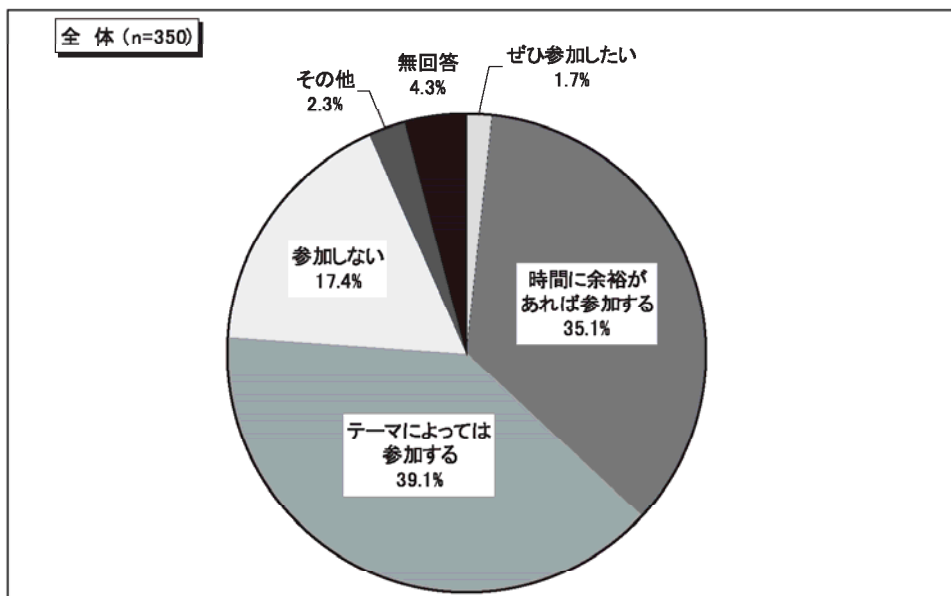
- 「村松公園」と回答する市民が最も多くなっています。
- 「早出川」や「仙見川」、「吉清水、どっばら清水」と回答する市民も多く、水環境に対する関心が高いと考えられます。

【環境保全のために、五泉市に望むこと】



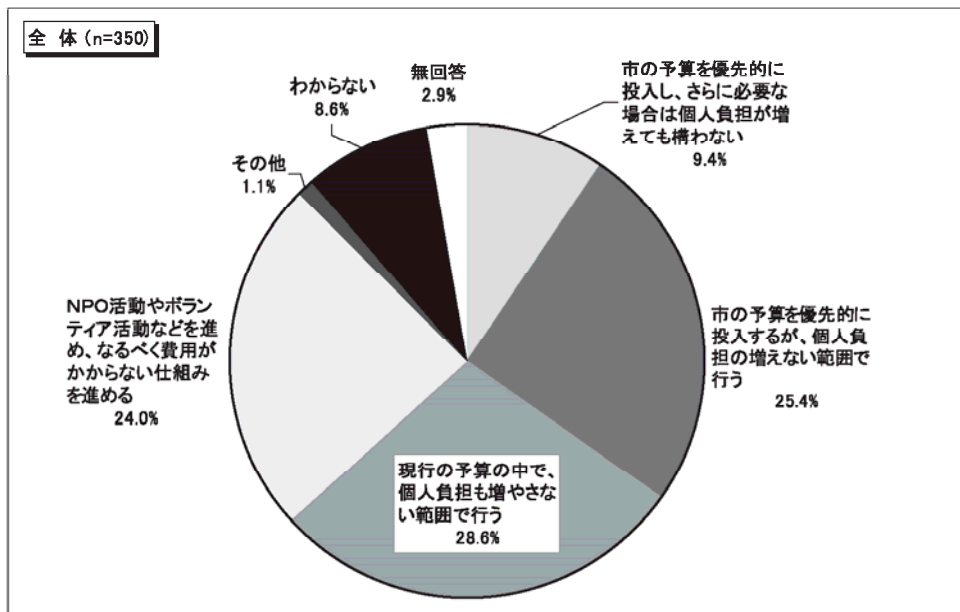
- 「市民に向けた環境情報の提供」、「市の優先した環境保全活動」回答する市民が40%以上となっており、行政による適切な環境情報の提供や協働体制の整備が重要であると考えられます。

【環境に関する学習会などの参加意思】



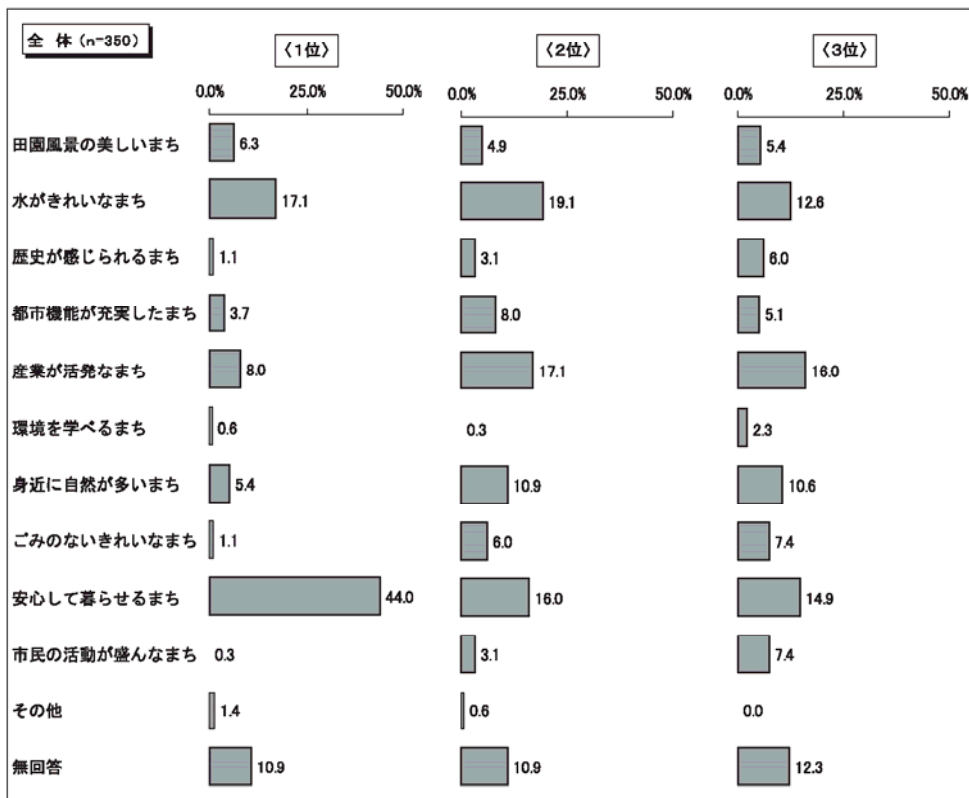
- 「テーマによっては参加する」、「時間に余裕があれば参加する」の回答を合わせると、市民の70%以上となり、多くの市民が環境に関する学習会などへの参加意思を持っていると考えられます。

【環境保全のための費用について】



- 「現行の予算の中で、個人負担も増やさない範囲で行う」、「市の予算を優先的に投入するが、個人負担の増えない範囲で行う」、「NPO活動やボランティア活動などを進め、なるべく費用がかからない仕組みを進める」の順で多くなっており、費用については、個人負担を増やさない範囲で行うことが望ましいと考えられます。

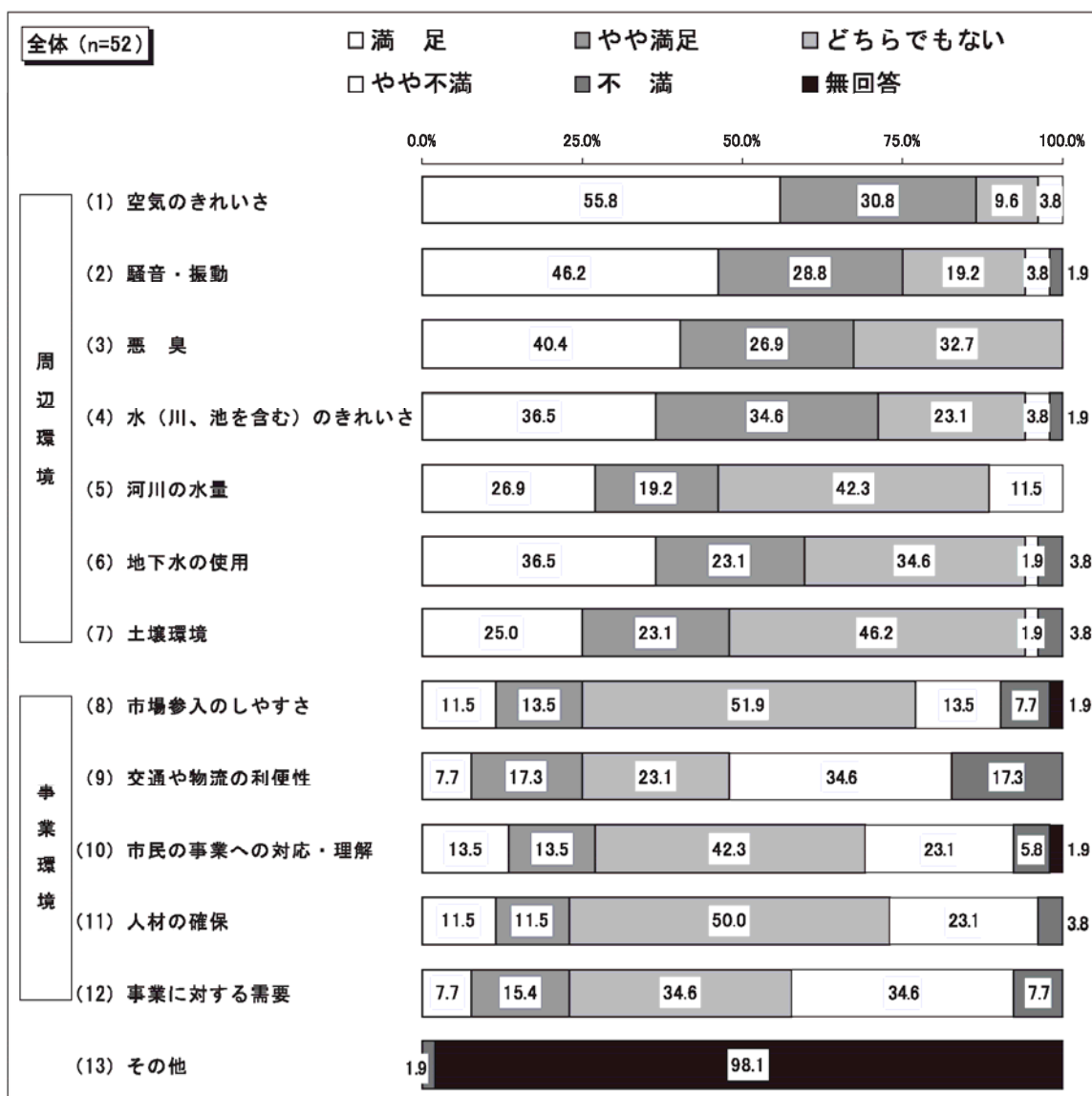
【今後の五泉市の望ましい環境像】



- 1～3位をまとめた結果、「安心して暮らせるまち」と回答する市民が70%以上と最も多く、環境面のみならず、防災や防犯も含めた安全・安心の充足が日々の暮らしの中で最も重要な条件であると考えられます。
- 「水がきれいなまち」、「産業が活発なまち」と回答する市民が40%以上となっており、本市の地域特性との関連から、水質・水量ともに健全な水循環への関心の高さがみられ、また、「産業」は、主力である繊維産業が、新たな時代にふさわしい形で産業振興に繋がることへの期待であると考えられます。

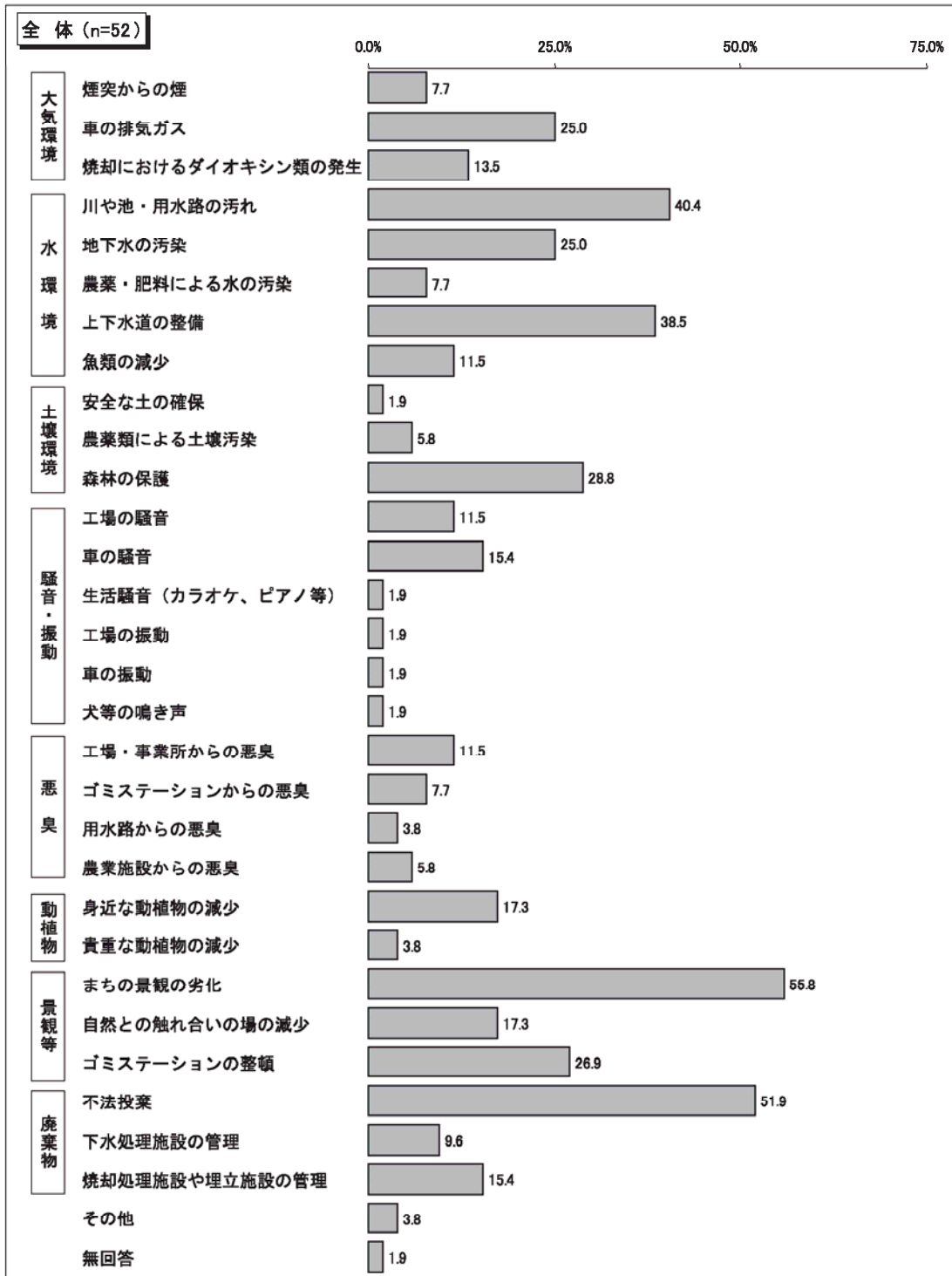
○ 事業者アンケート（抜粋）

【事業活動を行う際の事業所を取り巻く環境】



- 全体的に、周辺環境の満足度は高いものの、事業環境は満足度が低い傾向となっています。
- 「地下水の使用」については、満足と回答する事業者が多く、事業活動における地下水の果たす役割が大きいと考えられます。

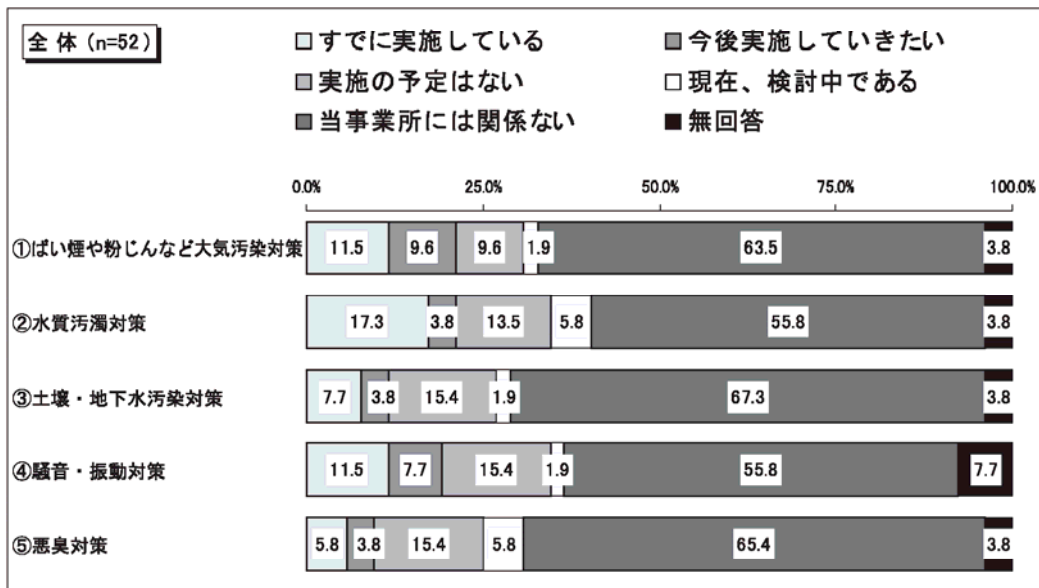
【特に関心を持っている身近な環境問題】



○ 「まちの景観の劣化」、「不法投棄」に関して、事業者の50%以上が関心を持っています。

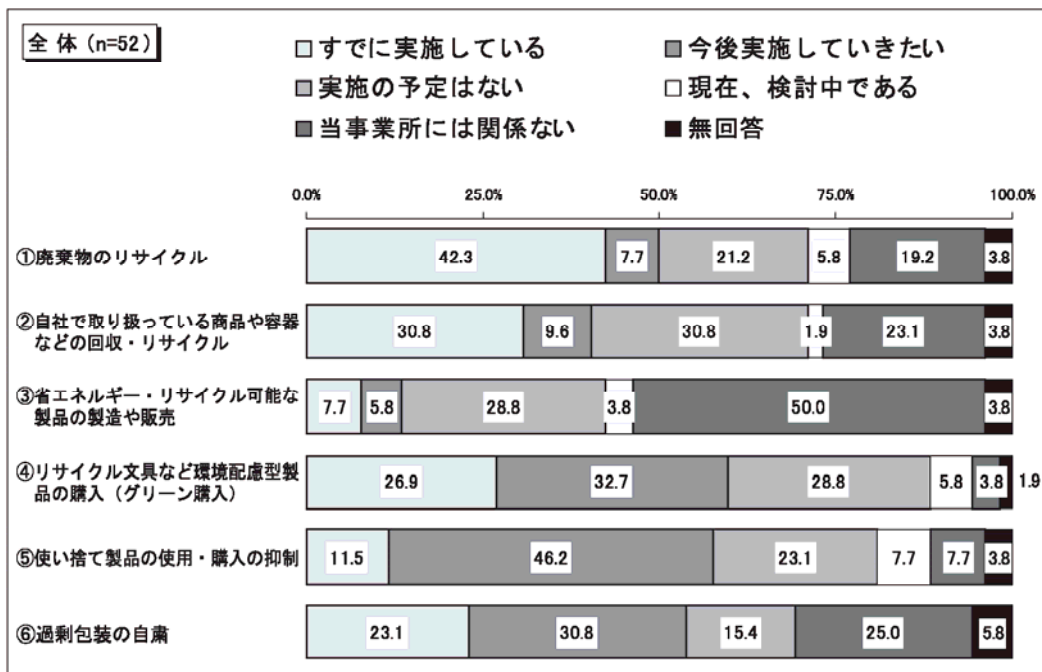
【環境保全につながる取り組み】

(1) 公害防止対策の実施状況



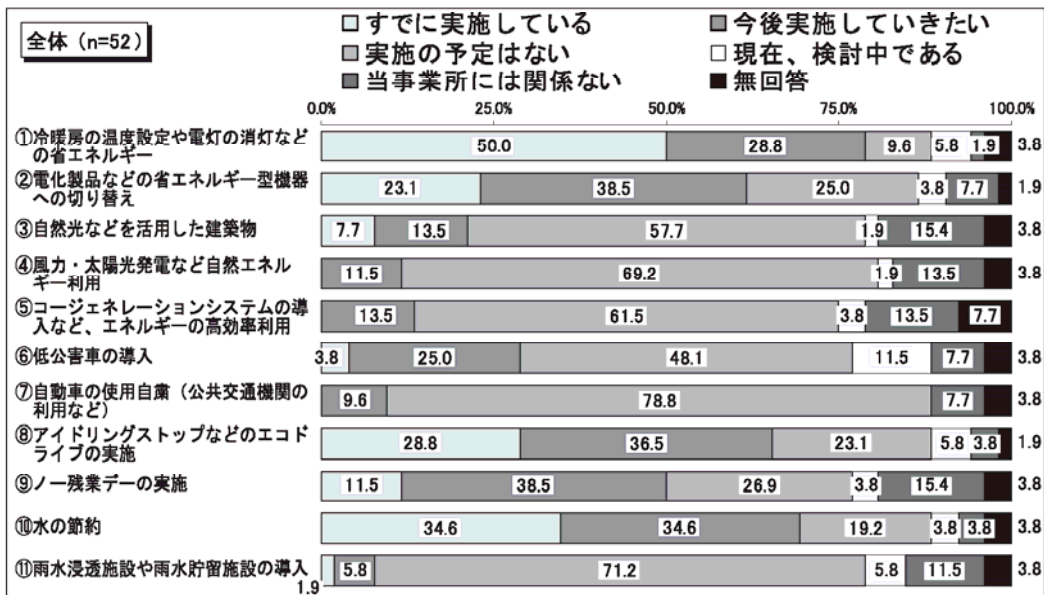
- 設問の全項目において、事業者の50%以上が「当事業所には関係ない」と回答しており、公害が発生する可能性は低いと考えられます。

(2) 廃棄物対策の実施状況



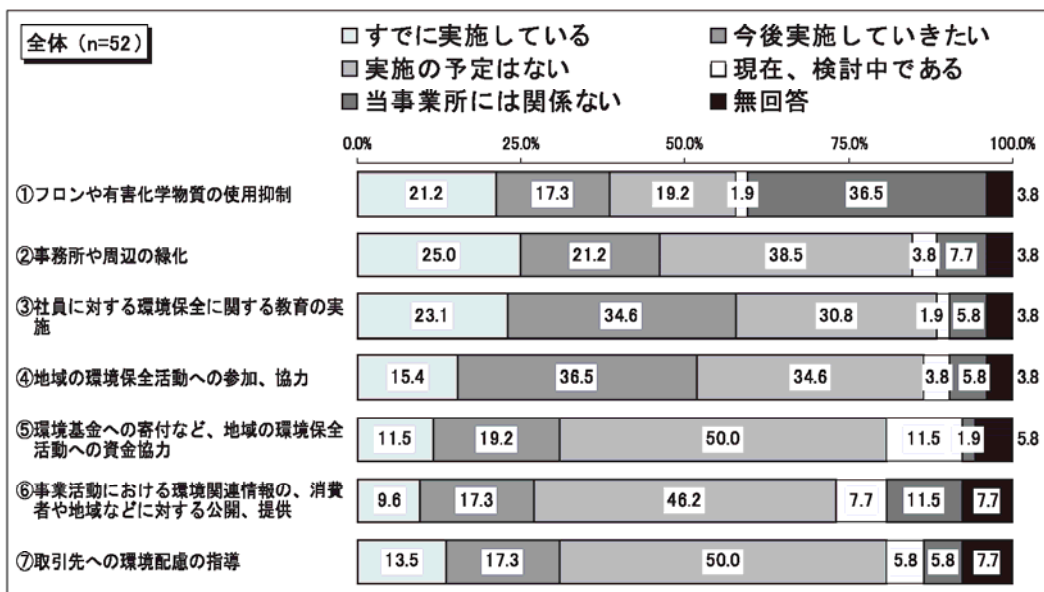
- 「廃棄物のリサイクル」、「リサイクル文具などの環境配慮型製品の購入」、「使い捨て製品の使用や購入抑制」、「過剰包装の自粛」の対策は、事業者の50%以上がすでに実施あるいは今後実施したいと回答しており、廃棄物対策への関心は高いと考えられます。

(3) 省エネルギー対策の実施状況



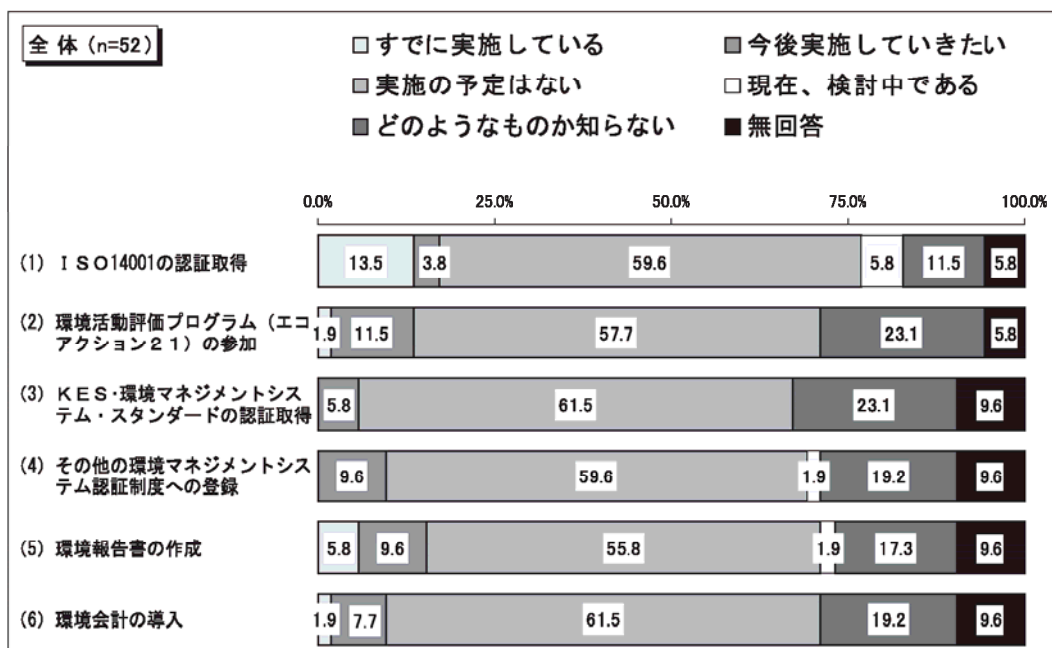
- 「冷暖房の温度設定や電灯の消灯などの省エネルギー」、「水の節約」、「アイドリングストップなどのエコドライブの実施」、「電化製品などの省エネルギー型機器への切り替え」の対策は、事業者の60%以上がすでに実施あるいは今後実施したいと回答しており、経費削減を兼ねた省エネルギー対策への関心は高いと考えられます。
- 「自然光などを活用した建築物」、「風力・太陽光発電など自然エネルギー利用」、「コージェネレーションシステムの導入など、エネルギーの高効率利用」、「雨水浸透施設や雨水貯留施設の導入」の対策は、事業者の50%以上が実施の予定はないと回答しており、設備投資の伴う対策は関心が低いと考えられます。

(4) その他環境全般の実施状況



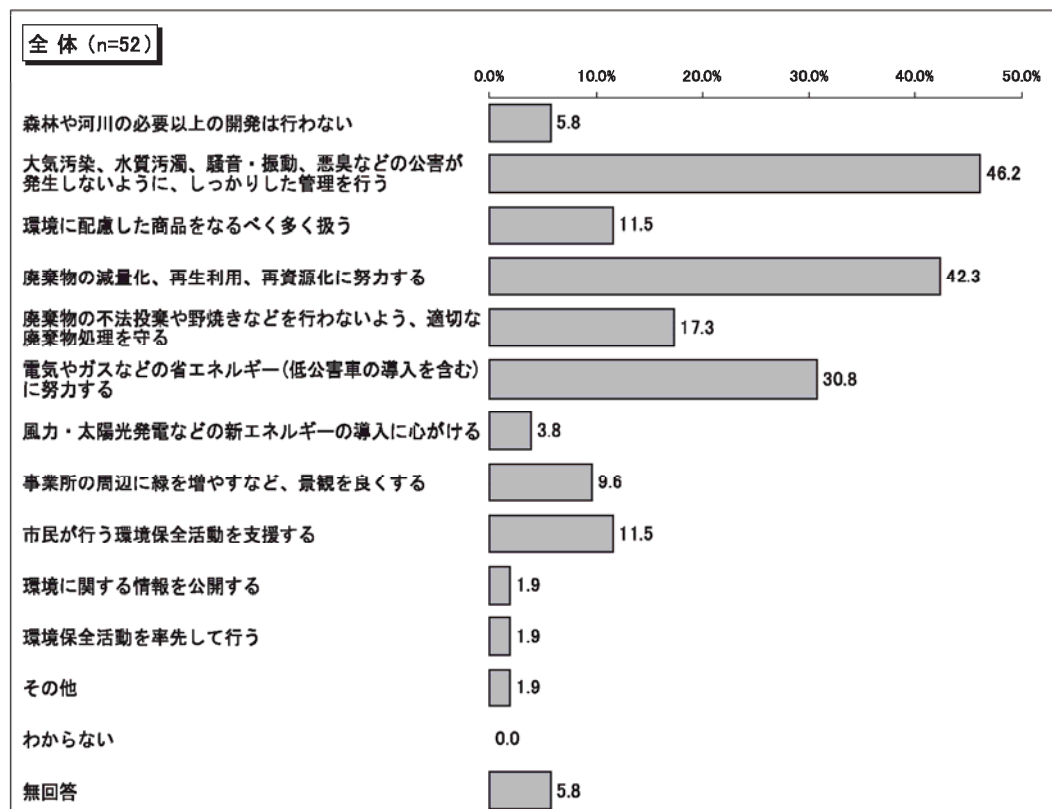
- 「事業所や周辺の緑化」、「社員に対する環境保全に関する教育の実施」、「フロンや有害物質の使用抑制」の対策は、事業者の40%以上がすでに実施あるいは今後実施したいと回答しており、事業所内での取り組みや地域活動への協力など、身近で実行できる活動は関心が高いと考えられます。
- 「環境基金への寄付など、地域の環境保全活動への資金協力」、「事業活動における環境関連情報の、消費者や地域などに対する公開、提供」の取り組みは、事業者の40%以上が実施の予定はないと回答しており、環境に関連する資金協力や情報公開・提供は関心が低いと考えられます。

【環境に配慮した経営手法の実施状況】



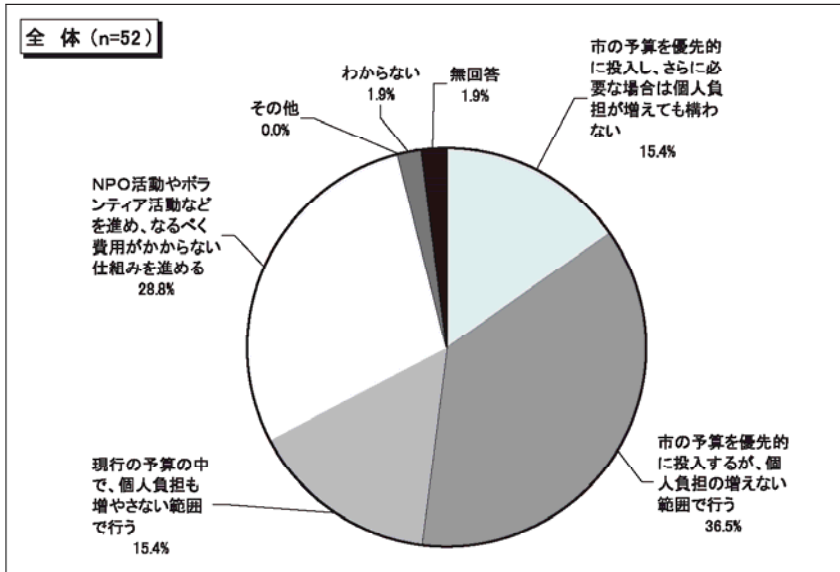
- 全ての項目において事業者の50%以上が実施の予定はないと回答していますが、約2割の事業者がどのようなものか知らないと回答していることから、環境に配慮した経営手法の重要性・必要性に対する理解が深まることにより、取り組みが進展する可能性があると考えられます。

【環境保全のために事業者として行うべきと考えること】



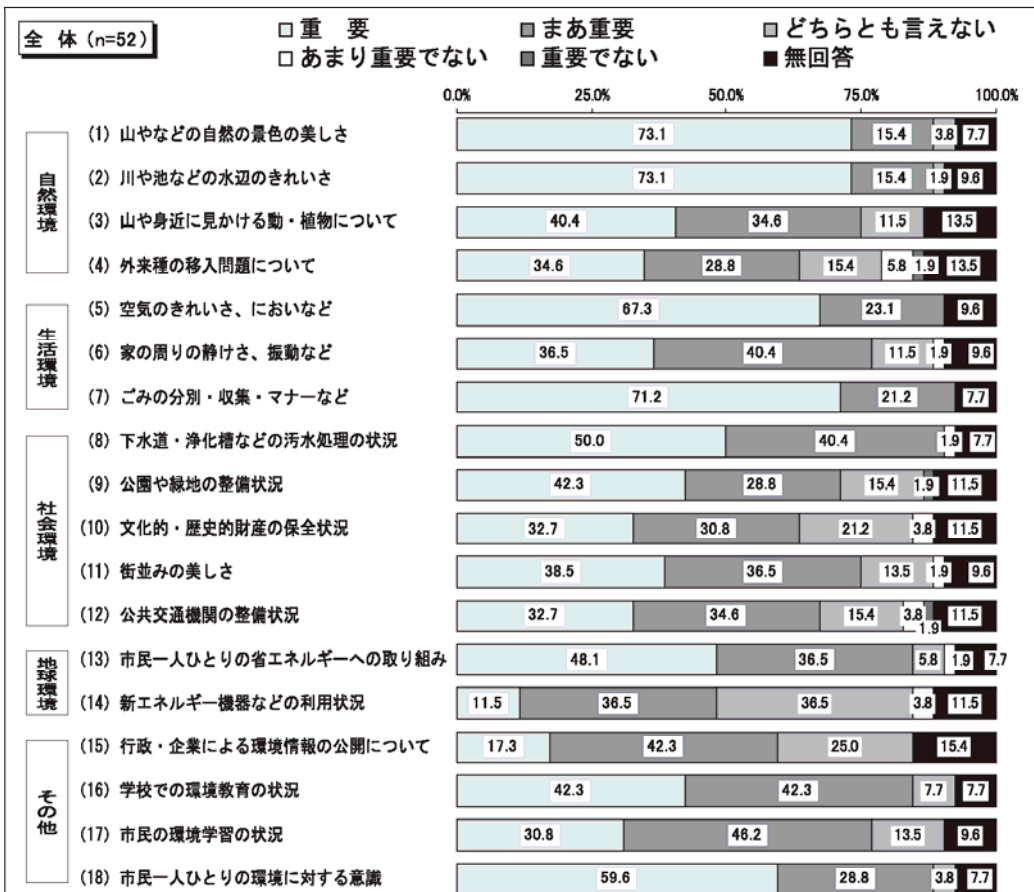
- 「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害が発生しないように、しっかりした管理を行う」、「廃棄物の減量化、再生利用、再資源化に努力する」は、事業者の40%以上が行うべきと考えており、事業活動によって生じる環境への負荷の軽減が重要であると認識していると考えられます。

【環境保全のための費用について】



○ 「市の予算を優先的に投入するが、個人負担の増やさない範囲で行う」、「NPO活動やボランティア活動などを進め、なるべく費用がかからない仕組みを進める」の順で多くなっており、費用については、個人負担を増やさない範囲で行うことが望ましいと考えられます。

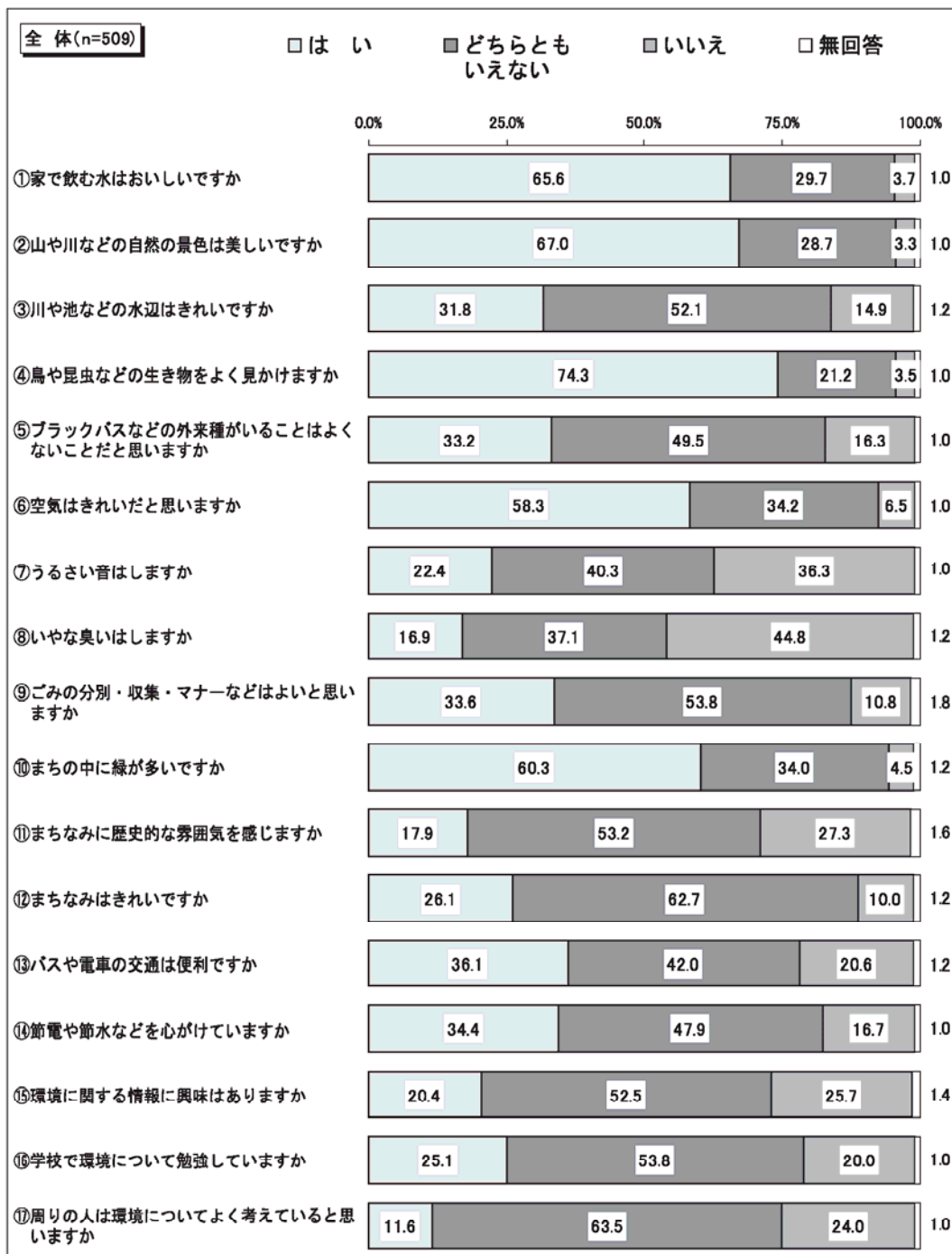
【今後の五泉市の望ましい環境】



○ 「山や川などの自然の景色の美しさ」、「川や池などの水辺のきれいさ」、「ごみの分別・収集・マナー」、「空気のきれいさ、においなど」の項目は、事業者の60%以上が重要であると回答しており、特に自然環境と生活環境に関して、将来的にも重要であると認識していると考えられます。

○ 中学生アンケート（抜粋）

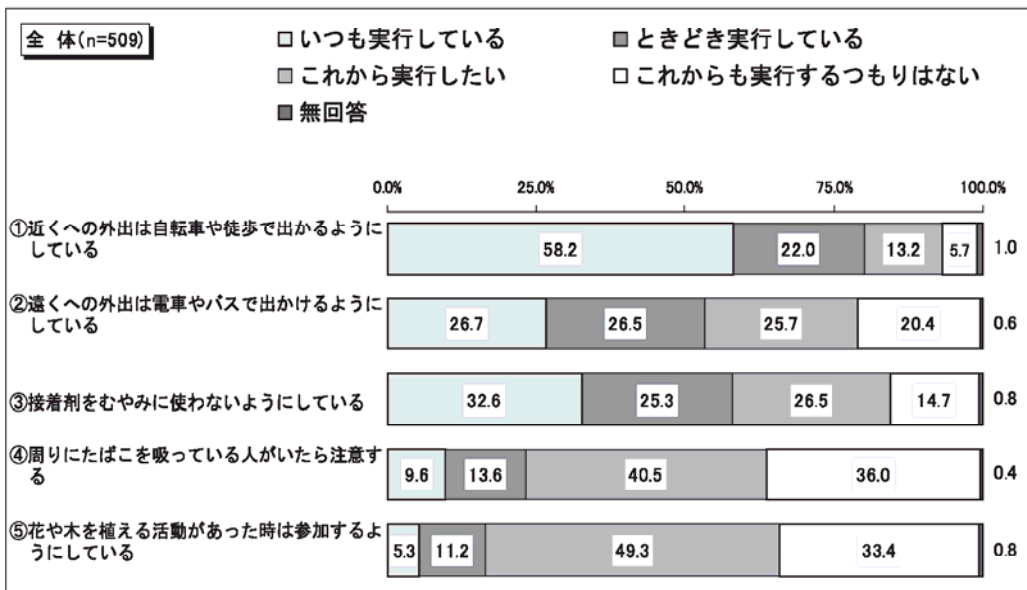
【身の回りの環境についての感じ方】



○ 「鳥や昆虫などの生き物をよく見かけますか」、「山や川などの自然の景色は美しいですか」、「家で飲む水はおいしいですか」の質問に関しては、中学生の60%以上が「はい」と回答しており、豊かな自然に対する関心が高いと考えられます。

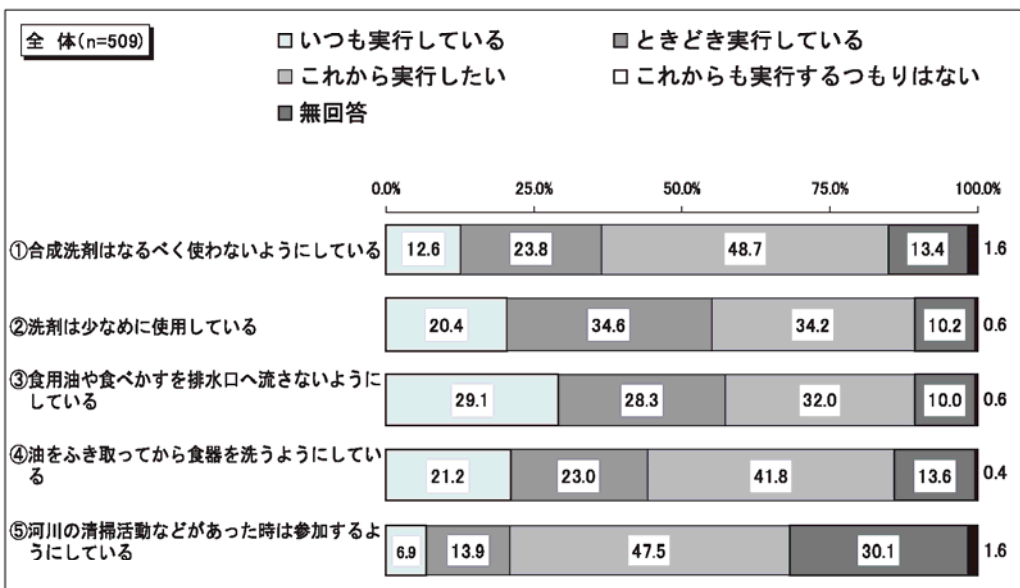
【環境保全につながる取り組み】

(1) 大気汚染の防止に対する取り組み



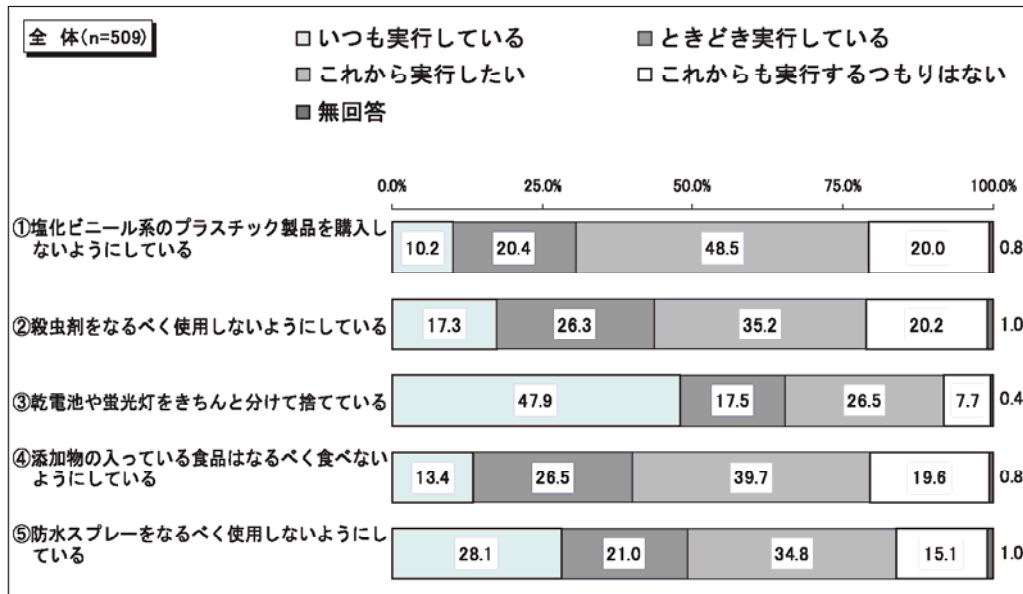
- 「近くへの外出は自転車や徒歩で出かけるようにしている」、「接着剤をむやみに使わないようにしている」、「遠くへの外出は電車やバスで出かけるようにしている」の取り組みは、中学生の50%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、普段の行動で取り組みやすいことから大気汚染の防止に対する意識が高まっていると考えられます。

(2) 水汚染の防止に対する取り組み



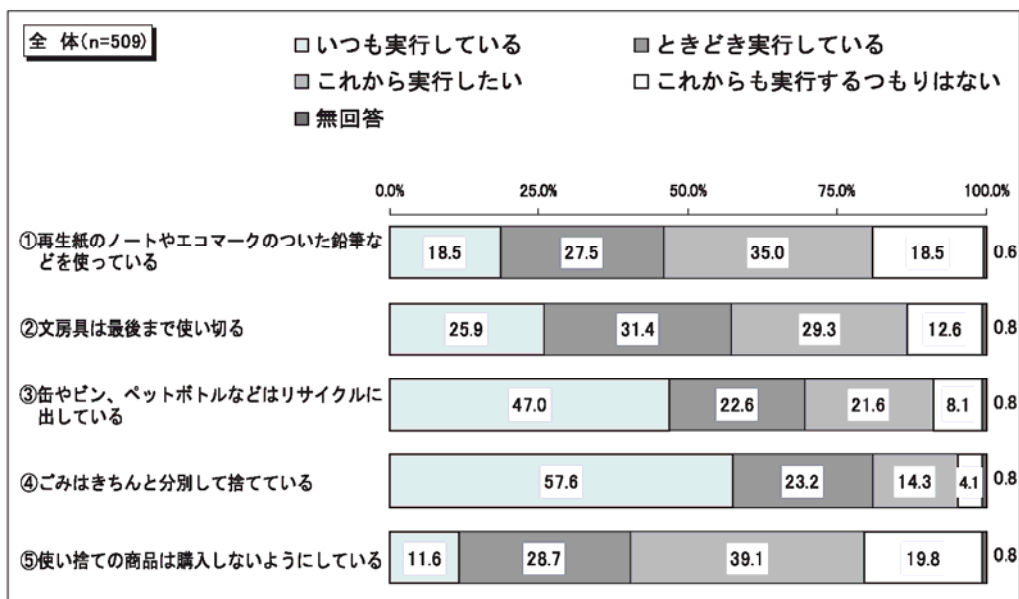
- 「洗剤は少なめに使用している」、「食用油や食べかすを排水口へ流さないようにしている」の取り組みは、中学生の50%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、家庭内で取り組みやすいことから水質汚濁に対する意識が高まっていると考えられます。
- 全ての項目において、中学生の約70%以上がいつもあるいはときどき実行している、これから実行したいと回答しており、水汚染の防止についての関心は高いと考えられます。

(3) 有害物質の削減に対する取り組み



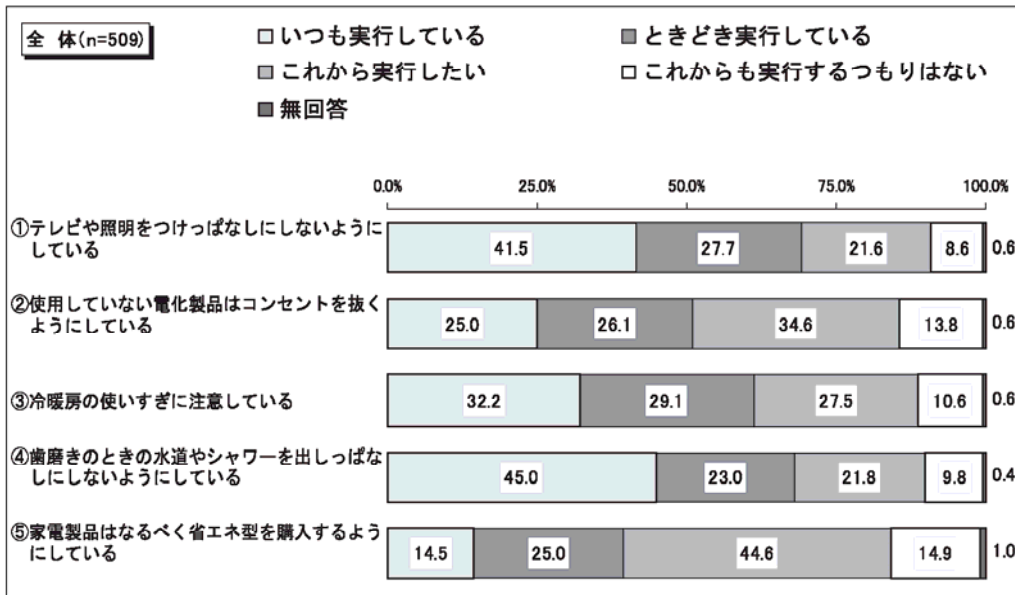
- 全ての項目において、中学生の70%以上がいつもあるいはときどき実行している、これから実行したいと回答しており、有害物質の削減についての関心は高いと考えられます。

(4) 廃棄物の削減に対する取り組み



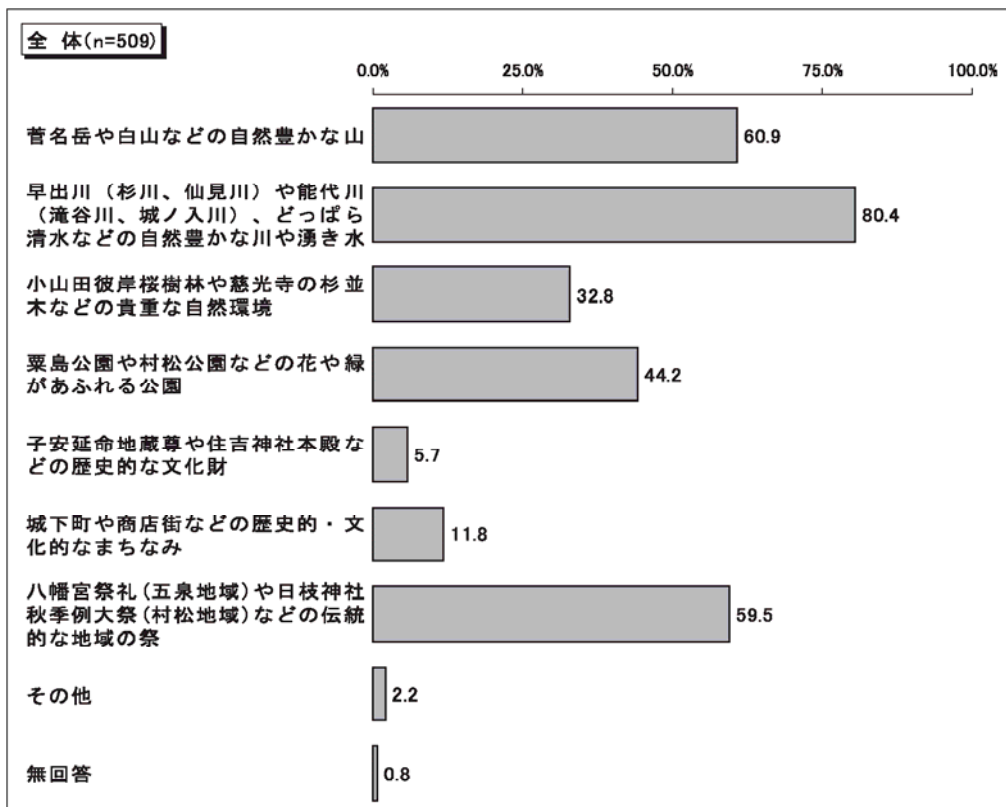
- 「ごみはきちんと分別して捨てている」、「缶やビン、ペットボトルなどはリサイクルに出している」の取り組みは、中学生の約50%以上がいつもあるいはときどき実行していると回答しており、リサイクルやごみの分別は、日常的に習慣化されていることから、意識が高くなっていると考えられます。
- 全ての項目において、中学生の約70%以上がいつもあるいはときどき実行している、これから実行したいと回答しており、廃棄物の削減についての関心は高いと考えられます。

(5) 地球温暖化の防止・省エネルギーに対する取り組み



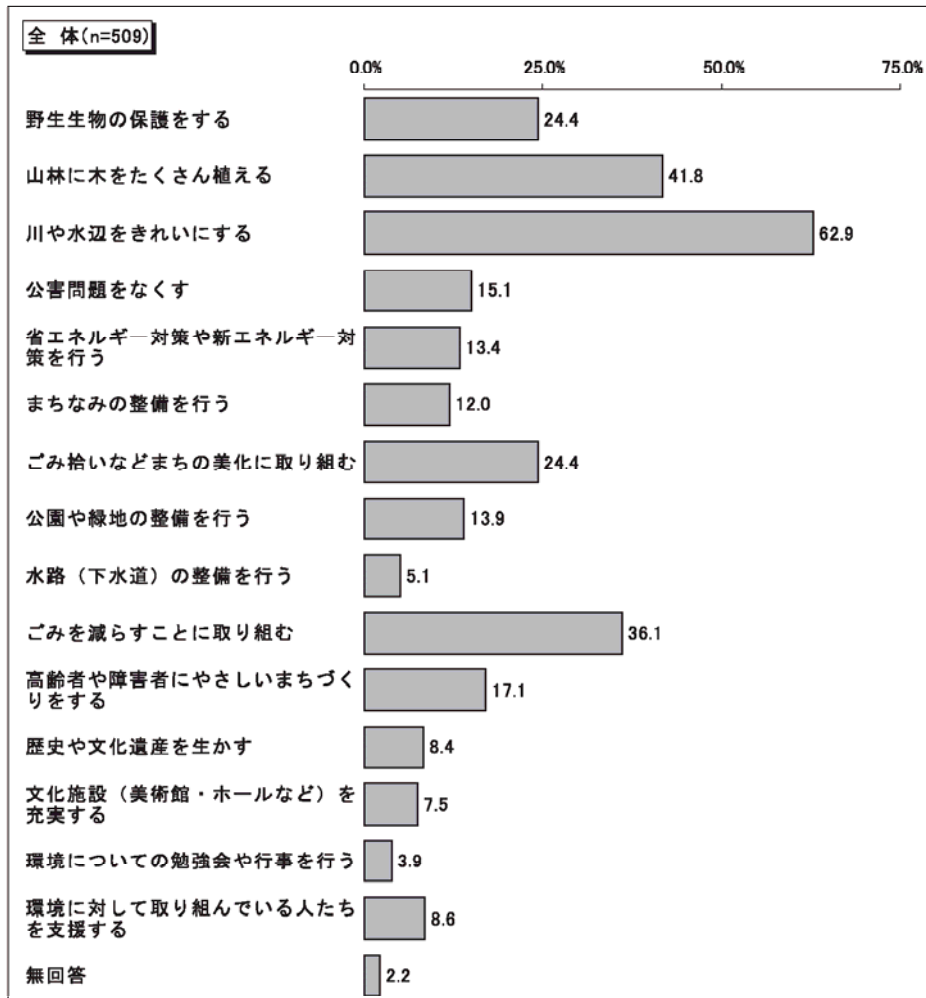
○ 「歯磨きのときの水道やシャワーを出しっぱなしにしないようにしている」、「テレビや照明をつけっぱなしにしないようにしている」の取り組みは、中学生の40%以上がいつも実行していると回答しており、日常生活で取り組みやすいことから地球温暖化の防止や省エネルギーに取り組んでいると考えられます。

【未来に残したい五泉市のよいところ】



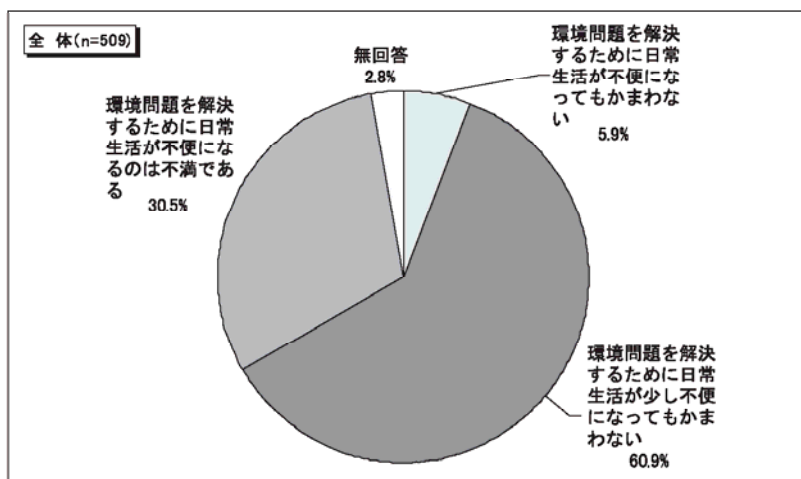
○ 「早出川（杉川、仙見川）や能代川（滝谷川、城ノ入川）、どっばら清水などの自然豊かな川や湧き水」と回答する中学生が80%以上と最も多く、次いで「菅名岳や白山などの自然豊かな山」、「八幡宮祭礼（五泉地域）や日枝神社秋季例大祭（村松地域）などの伝統的な地域の祭」となっています。この点は、五泉市の水や山（森）の美しさ・大切さ、伝統行事に対する関心があり、また、総合的学習などを通じて環境や郷土に対する認識が深まっていると考えられます。

【今後の五泉市の環境向上策】



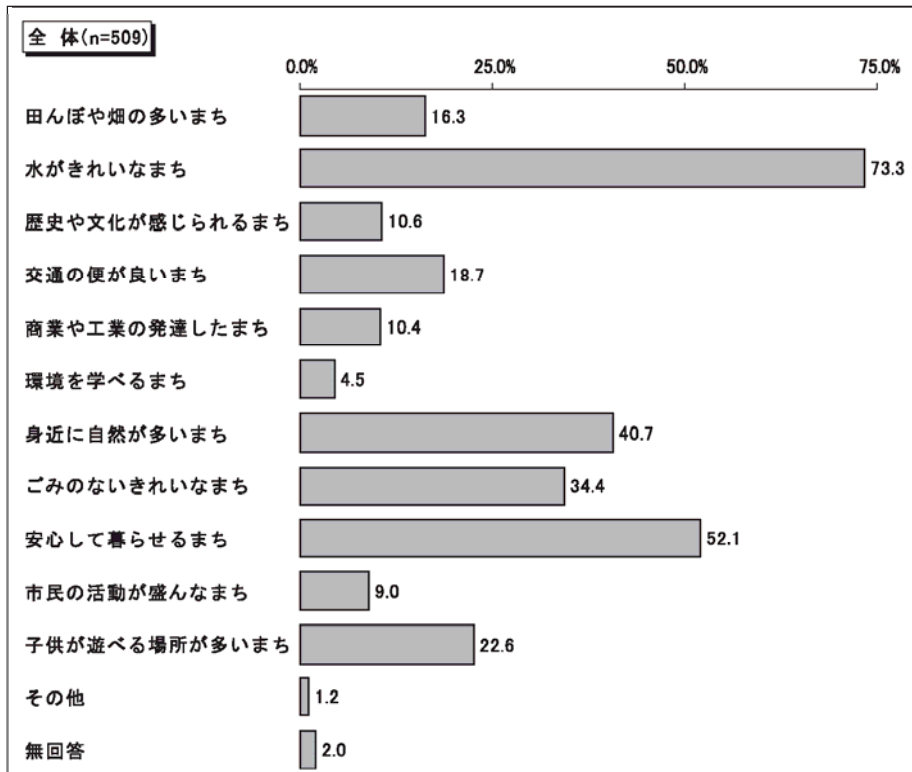
- 「川や水辺をきれいにする」と回答する中学生が60%と以上と最も多く、次いで「山林に木をたくさん植える」となっています。この点は、本市の美しい水辺や豊かな緑への高い関心を示しているとともに、今後も重要であると認識していると考えられます。

【環境問題と日常生活の便利さ】



- 「環境問題を解決するために日常生活が少し不便になってもかまわない」と回答する中学生が60%以上と最も多く、「不便になってもかまわない」の回答を合わせると全体の約70%となり、環境に配慮する意識が非常に高いと考えられます。

【今後の五泉市の望ましい環境】



- 「水がきれいなまち」と回答する中学生が70%以上と最も多く、次いで「安心して暮らせるまち」、「身近に自然が多いまち」となっています。多くの中学生が自然や水、安全・安心な暮らしが将来的にも重要であると認識していると考えられます。

アンケート自由意見（抜粋）

- ◆ 環境保全のためにリサイクル、米のとぎ汁を排水口に流さない、クーラーの使用を抑えるなど自分でできる範囲で努力したい。(女性 30～39歳)
- ◆ 川の水がとてもきれいなので、これを大切に守ってほしいです。家庭からは洗剤に気をつけて、害の少ない水を流すことを心がけます。(女性 40～49歳)
- ◆ 身近なことから少しずつでも環境問題に取り組みたいので、わかりやすく情報を伝えてほしいと思う。最近の地球温暖化などを考えると、とても深刻で早く取り組まなければいけないと思う。(女性 40～49歳)
- ◆ 各種団体がバラバラに行うのではなく、環境デーを設定して一斉にごみ拾いやイベントを行うなど、市民全体に呼びかける機会を作ってほしい。(サービス業)
- ◆ 自分の家でできることを少しずつ身につけていきたいと思いました。私は、環境について考える時間を家族でつくって話し合ってみたいです。(中学生 女子)
- ◆ 一人ひとりが環境に対する意識を持って生活すればいいと思う。そのためには、呼びかけ等が必要だと思います。(中学生 男子)

用語解説

	用語	用語解説
アルファベット	BDF	バイオディーゼル燃料 (Bio Diesel Fuel) の略称で、一般的に菜種油などの生物系の油や、てんぷら油などの廃食用油系から作られる軽油代替燃料 (ディーゼルエンジン用燃料) のこと。
	BOD	生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略称で、水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標のこと。 水質が悪いほどBODの数値は高くなる。
	EMS	環境マネジメントシステム (Environmental Management System) の略称。 企業や団体等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みをPDCAサイクルにより実施する仕組みのこと。 国際規格のISO14001や環境省が定めた環境保全活動評価プログラム (エコアクション21) などがある。
	PDCAサイクル	計画 (Plan) - 実行 (Do) - 評価 (Check) - 見直し (Action) のサイクルで、事業の継続的改善を図ること。
	PRTR法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。PRTRとは環境汚染物質排出移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みのこと。
ア行	アダプト制度	アダプトとは直訳すると「養子縁組をする」という意味。市などが管理する公園や道路、河川等の公共スペースを「子供」に見立てて「里親」になってくれるボランティアとの間で養子縁組し、自主的に美化活動をしてもらうこと。
	石綿セメント管	石綿 (アスベスト) 繊維とセメントを原料とした管のこと。
	一般廃棄物	日常生活に伴って排出されるごみのこと。 家庭系と事業系に分類され、産業廃棄物とは異なる。
	イニシアティブプログラム	地域内の複数の事業者等が環境マネジメントシステムの導入を一斉に取り組むこと。 地域全体の廃棄物や二酸化炭素排出量の削減などを実現する政策手段のこと。
	エコツーリズム	環境や社会的なものまでを含めた生態系の維持と保護を意識した旅行、レクリエーションのこと。
	エコドライブ	環境に配慮した自動車の運転方法のことで、燃料の使用量を抑制するとともに、排気ガスの排出量を抑えることを目的としている。
	エコファーマー	十づくり・減農薬・減化学肥料の3つの技術に一体的に取り組む農業者で、平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (持続農業法)」に基づいて県知事が認証した農業者のこと。

用語	用語解説
エコファミリー	環境省が実施している普及啓発活動「我が家の環境大臣」制度において、毎日の生活で環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族のこと。
エコ包装	環境にやさしい包装形態、もしくは簡易な包装のことで資源の省力化や廃棄物量を抑制する取り組みのこと。
オゾン層	上空10～50kmの成層圏にあるオゾンの濃度が高い部分のことで、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収し、地上の生物に与える影響を抑える役割がある。 フロン（冷蔵庫やエアコンの冷媒などに使われる化学物質）などによりオゾン層の破壊が進行すると、有害紫外線の増加による皮膚ガンや白内障の発症が増えるなどの悪影響が生じる。
温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。 主に二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄の6種類がある。
カ行	外来種
外来種	人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着・繁殖するようになった種のこと、オオクチバス（ブラックバス）やセイタカアワダチソウなどがある。 在来種との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追いやられることがある。
合併処理浄化槽	トイレの汚水と台所や風呂などからの生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。 トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と比較して環境負荷が大幅に低減する。
河畔林	河川の周辺に繁茂する森林のことで、水生生物などの生息環境を豊かにするとともに、河川への土砂の流入を防ぐ機能がある。
環境基準	環境基本法等で大気質や水質、土壌、騒音について定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。
環境教育	環境の保全等についての理解を深めるために行われる教育活動のこと。
環境学習	環境の保全等についての理解を深めるために、自発的に学び行動すること。
環境配慮型公共工事	市が行う公共工事において環境配慮型商品の使用や廃棄物の適正処理、リサイクルの推進などにより環境負荷の低減を図るとともに、自然環境の保全等に努めること。
環境配慮型商品	生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少ない商品のこと。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき認定された環境配慮型商品は「エコマーク」を付けることができる。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能による土づくりを基礎として、化学肥料や農薬の使用を低減し、可能な限り環境に負荷を与えないよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

用語	用語解説
家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機の4品目のことで、平成13年に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、廃棄処分する場合、消費者はリサイクル料金を負担、販売店やメーカーはリサイクルを行うことなどが義務づけられている。
環境マネジメントシステム	企業や団体等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みをPDCAサイクルにより実施する仕組みのこと。 国際規格のISO14001や環境省が定めた環境保全活動評価プログラム（エコアクション21）などがある。
間伐材	生長過程で過密となった森林に対して、本数を減らすため抜き切りする作業により発生した木材のこと。
協働	複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
グリーン購入	商品やサービスの購入などの際、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を優先的に選択すること。
下水道水洗化率	現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗トイレを設置して汚水を下水道で処理している人口の割合のこと。
5 R	ごみの減量や資源循環の取り組みで、ごみの減少（Reduce）、再利用化（Reuse）、再資源化（Recycle）の頭文字から3 Rと呼ばれているものに対して、本計画では修理・修繕して使用する（Repair）、ごみのもとを絶つ（Refuse）を加えた5 Rとしている。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称のこと。 日射しが強く、風が弱い日などに高濃度になりやすく、人体に及ぼす影響として目やのどの痛み、頭痛などがある。
耕畜連携	稲作農家が水田で作った稲を飼料として畜産農家が利用、逆に畜産農家が堆肥を水田に還元するなど耕種側と畜産側が連携すること。
こどもエコクラブ	環境省が実施している普及啓発活動で、自主的に環境学習や実践活動を行う幼児から高校生までのグループのこと。
コンポスト容器	生ごみなどを土中の微生物の働きにより堆肥に変えるためのプラスチック製容器のこと。
サ行	その地域の風土に適し、長年生息・生育している、もしくは栽培・飼育されている動植物のこと。
里地	雑木林などの二次的自然が多く存在し、農林業などの活動により自然に対して人間の様々な働きかけを通じて形成された地域のこと。
里山	集落、人里に接した山、また、このような地形で人間の影響を受けた生態系が存在している地域のこと。
砂礫層	砂や小石が主体の地層のこと。間隙が多く（目が粗く）水を通しやすい特徴がある。

用語	用語解説
酸性雨	化石燃料の燃焼などにより生じる硫黄酸化物等が、化学反応を繰り返して硫酸イオンなどに変化して、強い酸性の雨が降る現象のこと。 河川や湖沼が酸性化することにより生態系への影響などが懸念されている。
自然環境保全地域	新潟県自然環境保全条例に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域のこと。 また、市では独自に五泉市自然環境保全条例に基づく地域指定（自然緑地保全地域、景観保全地域、歴史環境保全地域）を行っている。
市道改良率	市道の実延長に対する改良済延長の割合。
循環型社会	大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄という社会構造を見直して、日常生活や企業活動で発生・消費する物やエネルギーなどを資源として循環、もしくは様々な形で繰り返し利用し廃棄するものを最小限とすることで、天然資源の消費を抑制するとともに、自然環境等への負荷を可能な限り低減する社会のこと。
食育	生きるうえでの基本であるとともに、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
新エネルギー	太陽光発電や風力発電など、技術的には実用化段階にあるが、経済性の面で普及が十分でないもので、石油に変わる環境への負荷が少ない新しい形態のエネルギーのこと。
親水空間	水により親しめるような河川敷や護岸、公園などの空間のこと。
騒音レベル	音の大きさを表す音圧レベルを人間の聴覚に合わせて補正した評価尺度のこと。
タ行	ダイオキシン類 塩化ビニール製品など塩素を含む物質を低い温度で焼却した場合、あるいは薬品類の合成の際、意図しない副生成物として発生する物質のこと。 人間の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれがあると言われている。
多自然型工法	河川や海岸での整備工事において、治水上の安全性を確保しつつ、動植物の生息・生育環境をできるだけ変えず、良好な環境の保全・復元を目指す自然環境に配慮した工法のこと。
地域新エネルギービジョン	太陽光発電や風力発電など、地域に存在する石油代替エネルギーの具体的な利用・導入計画のこと。 本市では平成14年度に策定した。
地球温暖化	社会経済活動の活発化に伴い、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなり、地球全体の平均気温が上昇すること。 地球温暖化による異常気象や海面上昇などの影響が世界各地で顕在化しつつあり、人類の重大かつ緊急課題のひとつとなっている。
地産地消	地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。

	用語	用語解説
	地質多様性	様々な時代や種類の地質が存在している状況のこと。 地質が異なることにより植生や水系・地下水脈などが変化する。
	チーム・マイナス6%	日本の温室効果ガス排出量削減目標である6%を実現するため、地球温暖化防止に取り組む国民的プロジェクトのこと。
	中水	雨水や排水を再生処理してトイレや散水に利用する水のこと。 上水と下水の中間に位置することから中水といわれている。
	低公害車	排気ガスに含まれる大気汚染物質が少ない、もしくは無い自動車のこと。 電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリット車などがある。
	特別栽培農産物	化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量を地域慣行からそれぞれ5割以上減らして栽培された農産物のこと。 基準に適合したものは県の認証マークを表示できる。
ナ行	認定農業者	市から農業経営改善計画を認定された農業者のこと。 認定農業者は、低利な資金の融資などの支援が受けられる。
	ノンポイント汚濁	水田や畑、市街地の路面から雨天時に流出する汚濁物質など、広範囲から発生し、発生源を特定することが難しい汚濁のこと。
ハ行	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表し、エネルギーとして再利用できる動植物由来の有機性資源のこと。代表的なものに稲わらや家畜排泄物、食品廃棄物、木材などがある。
	パートナーシップ	立場の異なる複数の団体・個人が、相互のコミュニケーションを深めつつ密接な連携を図りながら、連携・協働して目標達成のために率先して活動すること。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を営んでいくうえで、障壁(バリア)となるものを除去すること。 当初は建築用語として、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味で用いられることが多かったが、最近ではより広い意味で、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
	伏流水	地下水が河原や扇状地・段丘などの砂礫層と岩盤などの不透水層との境界から湧出するなどして、地表に出てくる水のこと。
	賦存量	対象としている物が存在する量の上限值のこと。 地下水の場合、流動している水、停滞している水を含めて、推定される最大量のこと。
	浮遊物質	水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと。 粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれている。
	フロンガス	メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結びついた化合物のこと。 洗剤、冷媒等に広く用いられているが、強力な温室効果ガスであるとともに、無毒だがオゾン層を破壊する物質。

用 語		用 語 解 説
マ行	マイバッグ	買い物の際にレジ袋を受け取らなくて済むよう、日ごろ持ち歩く自分専用のカバン(買い物袋)のこと。
ヤ行	有害鳥獣	農作物を荒らしたり人間へ危害を加えるなど、生活に関わる被害を及ぼす鳥獣のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品や空間等をデザインすること。 特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。
	溶存酸素量	水中に溶けている酸素量のこと。 汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存酸素量は少なくなる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のもの。
ラ行	リターナブル容器	1回限りではなく、使用後に中身を詰め替えて数回使用することのできる使い捨てではない容器のこと。 ビール瓶や牛乳瓶等で使用されている。
ワ行	我が家の環境大臣	環境省が実施している普及啓発活動「我が家の環境大臣」制度において、毎日の生活で環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族(エコファミリー)のリーダーのこと。